

【談話】政府の教育基本法改悪法案の国会上程に抗議する！

2006年4月28日 俵 義文（子どもと教科書全国ネット21事務局長）

政府は、4月28日、現行教育基本法を抜本的に改悪する新しい教育基本法案を閣議決定し国会に提出しました。

この政府案は次のような多くの問題点をもつもので、私たちは、新教育基本法案の国会上程に強い怒りをもって抗議し、この法案を廃案にするために断固としてたたかうことを表明します。

第一に、現行教育基本法は憲法と密接に結びついた準憲法的な教育の根本法規ですが、政府案はこの憲法との関係をたちきるものです。「前文」に「日本国憲法の精神にのっとり」という文言は残しましたが、さまざまな項目で憲法の精神に反する内容が盛り込まれています。現行法の「前文」にある憲法9条と深く結びついた「真理と平和を希求する」を「真理と正義を希求し」に変えたのもその一つです。私たちはアメリカのイラク侵略戦争をはじめ近代の戦争、とりわけ過去の日本のアジア侵略が「正義」の名で行われたことを忘れてはなりません。

また、「第1条 教育の目的」から「個人の価値をたつとび」を削除し、それにかわって、「前文」に「公共の精神を尊び」「伝統を継承し」などを入れました。さらに、「教育の目的」に盛り込まれた「必要な資質」という規定は、国家が「必要とする資質」を国民に要求できるというものです。これらは、個人と国家との関係を180度転換して、まず、国家があつて個人はそれに従う存在、教育は個人のためではなく国家のために行われるということに大転換するものです。これも憲法の理念に反するものです。これらは、自民党の新憲法草案とも共通するもので、憲法改悪を先取りし、「戦争をする国」の国民をつくる教育を基本法に定めるねらいだといえます。

第二に、現行法の「教育の方針」を「教育の目標」にかえ、「我が国と郷土を愛する…態度を養う」をはじめ多くの徳目を盛り込み、それらの徳目について「態度を養う」ことを教育の目標としています。「国と郷土を愛する」の前に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた」という文言があるので、「統治機構の国を愛するのではない」としてはいますが、それは「愛国心教育」の歯止めにはなりません。そのことは、国旗国歌法の国会審議で政府が何回も「強制しない」と答弁したにもかかわらず、法成立後、文部科学省を先頭に東京都教育委員会などによって異常な強制が行われていることをみれば明らかです。しかも、何を「伝統」とするのかがあいまいなままで、「伝統」と「愛国心」が結び付けられて教育される危険性を、私たちは戦前・戦中にいやというほど体験してきたことを想起すべきです。

政府案には、この「第2条 教育の目標」と「前文」に「国と郷土を愛する」「公共の精神」など20を超える徳目が盛り込まれています。「目標」である以上、これらの徳目は評価の対象になります。心は目に見えないもので、それが現れるのが「態度」であり、したがって、「態度を養う」という規定によって、心の中にまで国家や行政が踏み込んでくることとなります。学校・教員は、この目標が達成されているかどうかを絶えずチェックさせられることとなります。新教育基本法は、国が教育のあり方をがんじがらめにし、縛り上げる法律に、教育基本法の性格を根本的に変質させるものです。21世紀日本の構想懇談会（河合隼雄座長）の報告（2000年1月）や教育改革国民会議（江崎玲於奈座長）の報告（2000年12月）がめざした、教育は「国民の権利」ではなく、「国家の権利」であり、「若き国民の義務」「国家の統治行為」という国家主義の立場を教育基本法の基本精神にするものといえます。

第三に、現行法第10条の「教育は、不当な支配に服することなく」は残しましたが、教育に国家

や行政が介入してはならないことを規定した、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」を削除しています。さらに、「第9条 教員」の項で、教育が国民全体に直接責任を負うことを意味する、現行法第6条2項の「教員は、全体の奉仕者」を削除しています。これらの規定は、教育が国家（政府・文科省）や地方行政（教育委員会など）に対して責任を負うものではなく、直接に国民に責任を負うものであることを定め、教育の自由を規定し、国家・行政の教育への介入を禁止したものです。これらを削除したことによって、「不当な支配に服することなく」はたなるお題目になってしまいます。

こうした骨抜きを行ったうえで政府案は、教育は「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」と書き加え、さらに「国は、…教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定しています。これと教育振興基本計画を基本法に盛り込むことによって、政府・行政権力が「法律にそってやっている」と主張すれば、「日の丸・君が代」の強制や愛国心教育を進める根拠に使われ、政府・行政が教育内容や教育方法に公然と介入し、「不当な支配」ができることとなります。さらに、こうした規定を入れることによって、国が子どもを「できる子」「できない子」に選別し、一部を国家に有用な人材を育てるエリート教育と、圧倒的多数を「ただ実直な精神」（三浦朱門氏）だけを学ばせる、という差別教育を公然と推進することを可能にするものです。

第四に、「学校教育」や「家庭教育」の内容は、子ども・国民の学習権を基礎として国民の教育権を保障するものではなく、むしろ、国家の教育方針に国民全体を従わせ、動員するものです。「男女平等教育」の削除、義務教育9年間の年限規定の廃止なども重大な問題をもっています。また、新たに加えた「生涯学習の理念」「大学」「私立学校」「幼児教育」などの項目は、どうしても教育基本法に入れなければならないものでもありません。すでに、学校教育法や私立学校法に書かれているものもあり、どうしても必要なものは、現行教育基本法に基づいて法を制定すればいいものです。

政府案は、与党の教育基本法の改正に関する協議会の最終報告とほとんど同じ内容です。与党の検討会・協議会は、会議の中で配布された資料やメモをすべて会議終了後に回収するという異常な秘密主義で行われました。教育は、国民一人ひとりに直接かかわる重要な問題であり、社会や国のあり方をも左右するものです。教育の主人公は子どもであり、教員や保護者・国民です。政府は、その主人公の目から隠れ、排除して、与党の一部議員だけでまとめた「寄木細工」「妥協の産物」の与党案を、その発表からわずか2週間で政府案として国会に上程しました。このような短期間での上程は、国民が内容について十分に知り、議論を尽くし意見を述べる機会さえ奪う民主主義に反する暴挙であり、絶対に容認できません。

政府と自民党・公明党の与党は、この政府案について、特別委員会を設置し国会の会期内に成立をめざすとしています。これは、総裁選挙や来年の一斉地方選挙や参議院選挙をにらんで、何が何なんでも今国会中に成立させるという自民党・公明党の党利党略によるものです。

私たちは、日本を「戦争する国」に変えるための教育基本法案に断乎として反対し、法案の廃案を目指して全国各地で反対世論をさらに高め、あらゆる可能は活動を草の根から展開して、新教育基本法案の成立阻止のためにたたかうことを表明します。

以上。

子どもと教科書全国ネット 21

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-6-1 小宮山ビル 201

TEL : 03-3265-7606 Fax : 03-3239-8590